

第 47 号議案

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例の件
神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和 2 年 6 月 11 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例
神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例（平成 6 年 3 月条例第 51 号）の一部
を次のように改正する。

別表第 1 第 1 号の表に次のように加える。

(87)	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された神戸国際港都建設計画玉津・櫛谷工業地区地区計画の区域のうち，地区整備計画が定められている区域（次表において「玉津・櫛谷工業地区地区整備計画区域」という。）
------	--

別表第 2 第 1 号の表に次のように加える。

(87)	玉津・櫛谷工業地区地区整備計画区域	業務地区 A	建築物の用途の制限	(1) 法別表第 2 (い) 項第 5 号及び第 7 号に掲げる建築物 (2) 法別表第 2 (に) 項第 5 号及び第 6 号に掲げる建築物 (3) 法別表第 2 (ほ) 項第 3 号に掲げる建築物
			建築物の敷地面積の最低限度	3,000 平方メートル（法別表第 2 (い) 項第 9 号に掲げる建築物を除く。）
			壁面の位置の制限	(1) 建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離は，2メートル以上とすること。 (2) (1)の基準に満たない距離にある建築物等が，外壁等の中心線の長さの合計が 3メートル以下であるものにおいては，(1)の基準は，当該建築物等の外壁等の面には適用しない。
		業務地区 B	建築物の用途の制限	(1) 法別表第 2 (い) 項第 5 号及び第 7 号に掲げる建築物 (2) 法別表第 2 (に) 項第 5 号及び第 6 号に掲げる建築物 (3) 法別表第 2 (ほ) 項第 3 号に掲げる建築物

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

理 由

都市計画の決定に伴い，地区計画の区域内において建築物の制限をするに当たり，条例を改正する必要があるため。

(現 行)

別表第1 (第21条関係)

(1) 地区計画の区域

	区域
略	略
(86)	略

(2) 略

別表第2 (第22条-第27条の2, 第29条関係)

(1) 地区計画の区域内の制限

	計画区域	(ア) 計画地区 の区分	(イ) 制限	
			制限の種類	制限の内容
			略	略
(86)	略	略	略	略

備考 略

(2) 略

(____ は、改正部分を示す。)

(改 正 案)

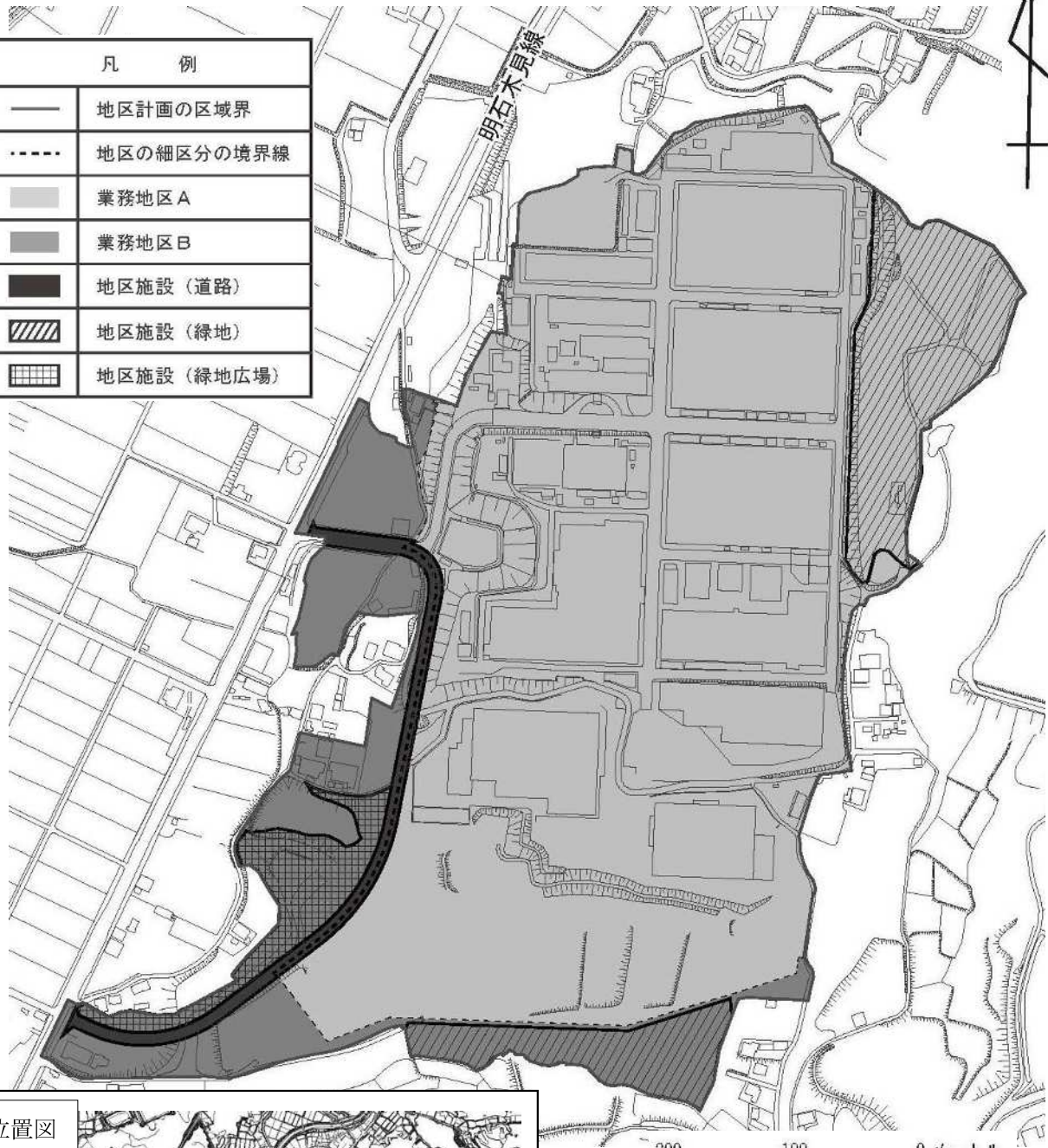
(87)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された神戸国際港都建設計画玉津・櫛谷工業地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域（次表において「玉津・櫛谷工業地区地区整備計画区域」という。）

(87)	玉津・櫛谷工業地区地区整備計画区域	業務地区A	建築物の用途の制限	(1) 法別表第2(イ)項第5号及び第7号に掲げる建築物 (2) 法別表第2(ロ)項第5号及び第6号に掲げる建築物 (3) 法別表第2(ハ)項第3号に掲げる建築物
			建築物の敷地面積の最低限度	3,000平方メートル（法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物を除く。）
			壁面の位置の制限	(1) 建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離は、2メートル以上とすること。 (2) (1)の基準に満たない距離にある建築物等が、外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるものにおいては、(1)の基準は、当該建築物等の外壁等の面には適用しない。
		業務地区B	建築物の用途の制限	(1) 法別表第2(イ)項第5号及び第7号に掲げる建築物 (2) 法別表第2(ロ)項第5号及び第6号に掲げる建築物 (3) 法別表第2(ハ)項第3号に掲げる建築物

(議案参照図)

玉津・櫛谷工業地区地区計画 計画図

凡 例	
—	地区計画の区域界
-----	地区の細区分の境界線
■ (light gray)	業務地区 A
■ (dark gray)	業務地区 B
■ (black)	地区施設 (道路)
▨ (diagonal lines)	地区施設 (緑地)
▧ (grid pattern)	地区施設 (緑地広場)



200 100 0メートル

S=1:5,000

位置図

